

警報発令時の対応について

標記の件については、4 月に文書を配付し、お知らせしているところですが、防災気象情報の表記変更に伴い、内容の一部を見直しました。

つきましては、本校では、生徒の安全を第一に考え、今後、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 登校するまでに、八幡浜市に「大雨・土砂災害・高潮警報や、暴風・大雪・暴風雪・（大）津波の各警報及び特別警報」が発令されている場合（休日の部活動も同様です）

- (1) 生徒は自宅待機とします。その際、安全のため、外出させないようご注意ください。LINE スクール連絡帳やHP等での連絡は行いません。
- (2) 警報が解除されて登校する場合、また、警報が解除されず臨時休業となる場合は、LINE スクール連絡帳及びホームページでお知らせ（正午までに判断）します。なお、必要に応じて、各学級から Classroom で生徒に連絡を行うこともあります。

2 登校するまでに、上記以外の警報が発令されている場合（波浪警報のみの場合など） 生徒は平常どおり登校させてください。

3 登校するまでに、警報が発令されていなくても、登校時に危険が予測される場合

- (1) 落雷、冠水、大雪、地震、土砂崩れ等により、保護者又は本人が危険であると判断した場合は、自宅待機してください。その場合は、学校へ連絡をお願いします。こうした理由による場合は、「遅刻・欠席」にはなりません。
- (2) 学校の判断により、「自宅待機」とする場合があります。その場合は、LINE スクール連絡帳及びホームページでお知らせします。

4 生徒が在校中に「大雨・土砂災害・高潮警報や、暴風・大雪・暴風雪・（大）津波の各警報及び特別警報」が発令された場合

- (1) 安全を考慮し、帰宅させるか学校に待機させるかを判断します。その後、LINE スクール連絡帳及びホームページにてお知らせします。
- (2) ただし、（大）津波警報が発令された場合は、情報を収集し、必要に応じて第二次避難場所（①榎峠または②校舎 4 階以上）へ速やかに避難させます。

※ 警報が発令されているかどうかは、テレビや気象庁等の気象情報で確認し、適切に対応してください。

※ 土砂崩れ等の危険箇所を見付けられた場合は、学校までご連絡ください。
（八幡浜中学校 22-2360）